

令和6年3月29日

各都道府県障害支援区分担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課障害支援区分係

### 障害支援区分について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害支援区分に関して、各自治体より多くお問い合わせいただく事項はこれまでも、「障害支援区分に関するQ&A」としてお示しをしてきたところです。

今般、別添のとおり、オンラインによる認定調査等を含めた質疑応答集を作成しましたので、各都道府県におかれましては、本件について、管内市町村及び広域連合・一部事務組合等に周知いただきますようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課障害支援区分係  
電話番号：03-5253-1111（内線3026）

## 障害支援区分認定に関するQ & A（質疑応答集）

### 認定調査

#### （1）オンラインによる認定調査

問1 令和3年8月27日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取り扱いについて（その3）」）に基づいて、オンラインによる認定調査を実施している。新型コロナウイルス感染症については、いわゆる感染症法上の取扱いが2類から5類に変更されるなど社会の状況も変化中、この事務連絡は令和6年3月現在においても有効なものとして取り扱ってよいのか。

（答）

お見込みのとおり。

令和6年3月現在においても、当該事務連絡が示す要件に合致する場合はオンラインによる認定調査を行うことが可能。

問2 令和3年8月27日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取り扱いについて（その3）」）を今後、改廃する予定はあるのか。

（答）

現在のところ、改正又は廃止を行う予定はない。

問3 令和3年8月27日付事務連絡（「新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取り扱いについて（その3）」）について、その取り扱いが変更される場合などは、自治体へ情報提供が行われるのか。

（答）

当該事務連絡の取り扱いを変更する場合などは、自治体へ情報提供を行う予定。

問4 オンラインによる認定調査を実施するにあたり、どのような事項に留意すればよいか。

（答）

おおむね以下の事項に留意されたい。

- ・オンラインで認定調査を実施することについて、自治体と施設等の間で実施日及び実施方法等を含めて事前に調整を行われたい。
- ・対面ではなくオンラインで認定調査を実施することについて、事前に調査対象者へ説明を行われたい。
- ・オンラインによる認定調査においても、調査対象者の個人情報保護の観点から第三者に調査の内容が漏洩することがないように、自治体及び施設等の双方に

において調査の実施場所等の設定には十分に配慮されたい。

- ・安定的かつ安全にインターネットで通信する環境を有するかどうかについて、自治体及び施設等の双方で事前に確認を行われたい。
- ・オンラインによる認定調査で使用する通信機器（パソコン、タブレット等）及び通信アプリについて、自治体と施設等の間で事前に確認を行い、安定的かつ安全に調査が実施されるよう留意されたい。
- ・オンラインによる認定調査で使用する通信アプリについて、アプリケーションの種類によっては使用時間の上限等が設定されているものもあるため、自治体及び施設等の双方でそれらの内容を事前に確認されたい。
- ・オンラインによる認定調査で使用する通信機器（パソコン、タブレット等）について、自治体と施設等の間で事前にテストを行うなどして、映像及び音声に関する機能に支障がないか確認されたい。
- ・オンラインによる認定調査で調査対象者の状況を確認する場合、調査項目又は必要に応じて、全身又は特定の部位等が適切に映し出されるよう、通信機器（パソコン、タブレット等）の設定を適宜、調整されたい。
- ・調査対象者が日常的に所在する場所（部屋又は病室等）以外でオンラインによる認定調査を行う場合、施設等の運営に支障のない範囲で、日常的に所在する場所の状況を確認されたい。
- ・オンラインによる認定調査において、通信機器の故障やインターネット通信が途絶するなどして調査を中断した場合等には、自治体と施設等の間で日程及び調査方法等の調整を行った上で、あらためて調査を行うことにより、調査対象者の心身の状況を適切に確認されたい。

## （２）嘱託による認定調査

問５ 調査対象者が遠方に居住するなどの理由から、当該対象者が居住する自治体へ認定調査を依頼することは可能か。

（答）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２０条第６項を適用して、認定調査を他の市町村に嘱託することが可能。

[参考]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第２０条

６ 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

問6 認定調査の嘱託はどのように手続きを行えばよいのか。

(答)

認定調査の嘱託については、関係自治体間で調整の上、実施の可否を含めた詳細を協議していただくこととなる。

問7 別の自治体へ嘱託による認定調査の打診を行う場合、どのような事項に留意すればよいのか。

(答)

嘱託による認定調査については、依頼元自治体と依頼先自治体の間で、実施時期等を含めて調整を行われない。とくに調査の実施時期については、いつまでに調査を完了する必要があるのかという点などを依頼先自治体へ伝達することが望ましい。